

事業所承認規則

事業所承認規則

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 83 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

15 章 メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁の ガス密レベルの検査事業所

15.3 技術者及び監督者

15.3.1 を次のように改める。

15.3.1 資格等

- 1. アコースティックエミッション試験を行う検査事業所
 - (1) アコースティックエミッション試験の検査の実施者を実施する技術者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件に適合しを満たさなければならない。
 - (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における ~~level II~~ level I 等）に従う試験の資格を有していること。
 - (b) ~~検査に関連する~~センサーの配置を決定するために必要な船体構造のに関する十分な知識を有していること。
 - (2) アコースティックエミッション試験の検査を実施するの監督者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う試験の資格を有していること。
 - (b) アコースティックエミッション試験の検査の実施者を実施する技術者（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）として 1 年間以上の経験を有すること。
- 2. サーモグラフィー試験を行う検査事業所
 - (1) サーモグラフィー試験の検査を実施する技術者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における ~~level II~~ level I 等）に従う赤外線/断熱性能試験の資格を、熱赤外線試験の資格に加えて有していること。ただし、~~赤外線/断熱性能試験の資格は事業所でなく独立した認定機関によって認定されなければならない。SNT-TC-1A の資格を有する技術者にあつては、ASNT に認定された独立した機関又は同等の国際的に認知された認証システムにより実施される level I 以上に対応する訓練を受けたことを示す証明書を有していなければならない。~~

- (b) ~~検査に関連する船体構造の知識を有していること。撮影した熱画像の船体構造上の位置を特定するために必要な船体構造に関する知識及び検査方法の基礎を理解するために必要な貨物格納システムに関する知識を十分に有していなければならない。~~
- (2) サーマグラフィー試験の検査を実施する監督者は、能力・経験等に関し、次に掲げる要件を満たさなければならない
- (a) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う赤外線/断熱性能試験の資格を、熱赤外線試験の資格に加えて有していること。ただし、~~赤外線/断熱性能試験の資格は事業所でなく独立した認定機関によって認定されなければならない。~~SNT-TC-1A の資格を有する監督者にあつては、ASNT に認定された独立した機関又は同等の国際的に認知された承認システムにより実施される level II 以上に対応する訓練を受けたことを示す証明書を有していなければならない。
- ~~(b) サーマグラフィー試験の検査の実施者として1年間以上の経験を有すること。~~

15.5 試験の評価

15.5.1 を次のように改める。

15.5.1 アコースティックエミッション試験の評価

アコースティックエミッション試験の評価は、本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う試験の資格を有し、同資格取得後、検査を実施する技術者として1年以上の経験を有する監督者又は技術者により行われなければならない。

15.5.2 を次のように改める。

15.5.2 サーマグラフィー試験の評価

サーモグラフィー試験の評価は、本会が適当と認める国家規格又は国際規格（SNT-TC-1A（改正を含む。）又は ISO 9712（改正を含む。）における level II 等）に従う~~赤外線/断熱性能試験の資格を、~~熱赤外線試験の資格に加えて有する監督者又は技術者により行われなければならない。ただし、~~赤外線/断熱性能試験の資格は事業所でなく独立した認定機関によって認定されなければならない。~~SNT-TC-1A の資格を有する監督者又は技術者にあつては、ASNT に認定された独立した機関又は同等の国際的に認知された認証システムにより実施される level II 以上に対応する訓練を受けたことを示す証明書を有していなければならない。

附 則

1. この規則は、2018 年 1 月 1 日から施行する。